

ユニット型短期入所生活介護事業所重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者(法人)の概要

法 人 名	社会福祉法人清樹会
代 表 者 氏 名	理事長 三瓶 信
法 人 所 在 地	福島県福島市田沢字入20番地
設 立 年 月 日	平成9年12月1日

2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	ショートステイ 逢座
代 表 者	施設長
事業所の所在地 及び電話番号	福島県郡山市大町一丁目13番14号 電話 024-953-8977
事業所の指定日 及び 指定番号	平成26年8月1日 福島県 0770304673号
通常の事業の 実施範囲	郡山市、須賀川市、本宮市、三春町
利用定員	さくらユニット 10名 うねめユニット 10名 計20名
事業の目的	円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な短期入所生活介護サービスの提供を確保することを目的とします。
事業所の 運営方針	事業の実施にあたっては、利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。 市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとし、利用者が短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、必要な援助に努めるものとします。 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。

	サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対して生活上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者又はその家族等の同意を得て実施します。 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体、財産等を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとしします。
--	---

3 営業日および営業時間等

年中無休・24時間営業

4 職員の配置状況

当施設では利用者に対する短期入所生活介護サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。(但し、人員基準の範囲内での増減はあります)

職 種	職務内容	職員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びおこなわれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ短期入所生活介護計画書を交付します。 5 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行います。	常勤1名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助等を行います。 2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤1名以上
看護職員	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示に基づき必要な看護を行います。	常勤1名以上
介護職員	1 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。	常勤6名以上
機能訓練指導員	1 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常勤1名
管理栄養士	1 栄養管理、栄養ケア、マネジメント等の栄養状態の管理を行います。	常勤1名
事務員	1 介護給付費の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤1名

5 提供するサービスの内容

サービスの区分と種類		サービスの内容
短期入所生活介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、月に4日以上ご利用の利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		利用者の希望により、事業所が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。その際、送迎費用として片道につき184円ご請求します。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。 食事時間は朝7:00～8:00、昼12:00～13:00、夕18:00～19:00となっておりますが実際の提供時間については、個別に相談させていただきます。 また、食事は食中毒予防のため作ってから2時間で廃棄させていただきます。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動等	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

6 短期入所生活介護を利用するにあたっての留意事項

①健康管理

看護師による日々の健康チェックを実施します。体調不良等が見られた際には、かかりつけ医等への受診を依頼する場合があります。

また、処置等が必要な場合には、処置道具の持参をお願いしています。

②貴重品について

当事業所では、現金や通帳、保険証等の貴重品は原則お預かりしておりません。

持ち込みはご遠慮下さい。

③飲酒、喫煙について

敷地内は全面禁煙となっております。また、アルコール類の持ち込みもお断りしております。

④利用者及び利用者家族について

以下の行為が認められた場合、利用を中止させて頂くことがあります。

- ・他利用者、または職員に対する各種ハラスメント行為
- ・他利用者、または職員に対する身体的、精神的暴力行為等

7 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供にあたって、以下の行為を禁止しております。

- ・利用者又は利用者の家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為や虐待行為
- ・その他利用者又は利用者の家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

8 利用料金

(1) 基本料金

単独ユニット型短期入所生活介護費 (1日あたり)

利用者の要介護度	基本料金
要介護1	746円
要介護2	815円
要介護3	891円
要介護4	959円
要介護5	1028円

(2) 各種加算等料金

加算等の名称	1日あたりの料金	算定要件
機能訓練体制加算	12円	常勤機能訓練指導員を配置
看護体制加算(Ⅰ)	4円	常勤正看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8円	看護職員を一定割合以上配置
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18円	ユニットごとに最低基準+1人以上の夜勤職員を配置
送迎加算	184円	送迎を行った場合(片道につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	介護福祉士が一定割合以上配置

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円	個別機能訓練を実施した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	専門の職員を配置
若年性認知症利用者受入加算	120円	該当の方がサービスを利用した場合
長期利用者に対する減算 (31日～60日)	30円減	30日を超えての連続利用があった場合所定単位数から減算
長期利用者に対する減算 (31日～60日)	60日を超えての連続利用があった場合、基本報酬を一定額減算	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	介護報酬総単位数 × 14%	介護職員等の賃金改善のための加算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	介護報酬総単位数 × 13.6%	介護職員等の賃金改善のための加算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	介護報酬総単位数 × 11.3%	介護職員等の賃金改善のための加算

※上記の表記は1割での記載となります。

※(1)基本料金及び(2)各種加算は、利用者の所得に応じて1割～3割の範囲での負担となります。

また、区分支給限度基準額を超えて利用の場合は10割負担となります。

※(2)各種加算は、利用者の状況、施設の利用状況、職員や支援内容等の体制より変わります。

(3) その他の料金

送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、通常の事業の実施地域を超えた地点から起算して1kmあたり50円をいただきます。	
キャンセル料	利用予定日の前日15:00を過ぎて利用キャンセルの申し出があった場合、キャンセル料として食事代実費相当額をいただきます。 ただし、利用キャンセルの事由が利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料はいただきません。	
食 費	朝 食	580円
	昼 食	760円
	夕 食	660円
滞在費	ユニット型個室 2,066円(1日あたり)	
理美容代	実費	
テレビ貸出代	1台 150円(1日あたり) 電気代 50円(1日あたり) ただし、台数に限りがあります。	
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。	

9 利用料金のお支払方法

・ご請求は月末締めとし、翌月10日以降に請求書をお渡しいたします。

・お支払いは口座振替にてお願いいたします。

ゆうちょ銀行の場合 (毎月20日振替)

その他の金融機関の場合 (毎月27日振替)

・お支払いの確認後、領収証を発行しますので、必ず保管されますようお願いいたします。

10 緊急時の対応について

- ・短期入所生活介護サービス提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族等へ連絡・報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応について

- ・短期入所生活介護サービス提供を行っているときに事故が発生した場合には、利用者の家族等及び利用者に係る居宅介護支援事業所、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また事故の状況及び事故に際してとった措置について記録いたします。

12 緊急やむを得ない場合の身体拘束について

- ・利用者の自傷行為・他害行為により生命の危険があると判断した場合、若しくは医師の指示による必要な患部の固定を除いては、利用者に対し身体拘束は行わず、本人の意思を尊重し、快適に過ごしていただくようにいたします。また、必要により拘束を行った場合には、その状態・経過について記録をし、本人及び家族等へ報告・説明をします。

＜緊急やむを得ない場合とは以下の3要件のすべてを満たす場合に限りです＞

- 一、切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 二、非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替する介護方法がないこと。
- 三、一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

13 虐待防止について

- ・事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。
 - (1) 介護員等に対する虐待を防止するための研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- ・事業所はサービス提供中に、利用者が当該事業所介護員等による虐待を受けたと思われる事案を確認した場合には、市町村に速やかに通報するものとします。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第7条第1項及び第2項の規定に基づきます。）

14 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は、下記の窓口にて受け付けます。

受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後6時		
電 話	024-953-8977	FAX	024-953-8978
受付担当者	生活相談員		

苦情解決責任者	管理者
---------	-----

第三者委員	大森 洋亮（針生ヶ丘病院居宅介護支援事業所・介護支援専門員・精神保健福祉士） 郡山市大槻町字天正坦11 電話 024-927-1172
	大橋 和史 郡山市赤木町21-10 電話 024-922-0742

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

- ・管理者は事実関係の確認を行います。
- ・受付担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を決定します。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者への対応方法を含めた結果報告を行います。
(時間を要する内容もその旨を翌日まで連絡します。)
- ・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

当事業所以外に、下記の関係機関にもご相談することができます。

郡山市役所保健福祉部介護保険課	福島県郡山市朝日一丁目23-7 電話 024-924-3021 FAX 024-934-8971
福島県国民健康保険団体連合会	福島県福島市中町3-7 電話 024-528-0040 FAX 024-528-0040
福島県運営適正化委員会	福島県福島市渡利字七社宮111 電話 024-523-2943 FAX 024-523-2943

15 非常災害対策について

- ・事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期:(毎年2回 6月・11月)

16 衛生管理等について

- ・短期入所生活介護のサービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・第三者によるサービス評価の実施状況:無
(令和8年4月1日掲載)

私は、本書面に基づいて事業所の担当者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<代理人>

住 所

氏 名

<ご家族>

住 所

氏 名

短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業所>

所 在 地 福島県郡山市大町一丁目13-14
事 業 所 名 社会福祉法人清樹会 ショートステイ 逢座 管理者

説明者 職氏名 生活相談員